

## 53 安全な生産資材の供給体制の整備

【411（340）百万円】

### 対策のポイント

農薬等の生産資材の安全と品質を確保し、その安定的な供給を図っていくため、農薬の再評価制度の導入に向けた農薬登録情報システムの刷新、最新の科学的な知見に基づく農薬等の使用基準等の設定等のための科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる分析・試験法の開発、ガイドラインの策定等を進めていきます。

### <背景／課題>

- ・農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品について、安全と品質を確保し、安定的に供給していくためには、国際的な標準に整合した制度を適正かつ円滑に運用するとともに、当該制度の下、最新の科学的な知見に基づく使用基準や残留基準値の設定・不断の見直しを進めていくことが必要です。
- ・こうした制度の適正かつ円滑な運用及び使用基準等の設定等の的確な実施を実現するためには、必要な情報システムの構築を図るとともに、生産資材やこれに含まれる有害物質の調査・試験により科学的なデータの収集分析を進め、リスク管理措置の基礎となる分析・試験法の開発、ガイドラインの策定等を進めていくことが必要です。

### 政策目標

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給

### <主な内容>

#### 1. 新たな農薬登録情報システムの設計

農薬の再評価制度の導入に向けて適正かつ円滑な運用に資する農薬登録情報システムを設計します。

（事業実施主体：国）

#### 2. 農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品に関する安全確保対策の実施

(1) 農薬の安全性に関する審査を充実させるための試験項目の追加等や作物群での農薬登録の実現に向けた調査・試験を行います。

(2) 新たな農薬について、我が国と輸出先国において、登録・残留基準値の設定が同時期に行われるよう、諸外国との農薬の共同評価の実施に向けたセミナー等を開催します。

(3) 国内未利用資源の肥料原料としての活用促進に向け、当該未利用資源に関する安全性の調査・試験を行います。

(4) 食用馬等向け飼料の残留基準値設定のための試験、飼料の適正製造規範（GMP）導入推進のための実態調査、海外登録農薬の分析・試験法の開発等を行います。

(5) 動物用医薬品の使用基準や残留基準値の設定等に必要調査・試験を行います。

（委託費）  
委託先：民間団体等

3. 動物用医薬品の迅速かつ安定的な供給

- (1) 国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発活動を行います。
- (2) 新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料作成に必要な各種試験方法のガイドラインを作成します。
- (3) 生産が海外の特定の工場に集中している化成品（抗菌剤等化学合成で作られる動物用医薬品）の安定供給に関するガイドラインの策定・普及の推進等を行います。

（補助率：定額）  
（事業実施主体：民間団体等）

4. 安全な生産資材の供給体制の整備の一環としての薬剤耐性対策

- (1) 動物用医薬品等として抗菌剤が使用されている家畜、養殖水産動物、愛玩動物における薬剤耐性菌の監視・動向調査を行います。
- (2) 抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するための、獣医師、生産者等に対する研修を行います。
- (3) 農薬として登録されている抗菌剤について、薬剤耐性のリスク評価に必要な調査を行います。

（委託費）  
（委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1、2（1）～（3）、4（3）の事業  
消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585）
- 2（4）、（5）の事業  
消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2104）
- 3、4（1）、（2）の事業  
消費・安全局畜水産安全管理課（03-3502-8097）